

4—6 信州創生推進資金（IT 産業向け）

(1) 貸付対象者

総務省の刊行する日本標準産業分類に掲げる「大分類G—情報通信業」のうち、細分類（4ケタ分類）におけるソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営む者であって、当該事業に係る事業発展や拡大を目指す者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 5,000万円
貸付利率	年1.3%
貸付期間 ※1	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち土地・建物等 15年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
①	融資あっせん申込書（様式第1号）
②	貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）
③	長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）
④	許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）
⑤	事業計画書（様式第23号）
⑥	金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 設備資金の場合	
⑦	設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）
⑧	建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）
⑨	不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）
⑩	事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
ウ 提出部数	
4部（なお、②、③は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。